

馬頭町・小川町合併協議会

第7回協議会資料

平成 17 年 3 月 3 日

小川町総合福祉センター

【 目 次 】

(1) 協議事項 (P1)

協議第 2 0 号の 4	新町建設計画について	(協定項目 2 6)	P 1
協議第 4 6 号	合併協定書 (案) について		P 3

協議第20号の4

新町建設計画について（協定項目26）

新町建設計画について、次のとおり提案する。

新町建設計画は、別添「新町建設計画」のとおりとするものとする。

平成17年3月3日提出

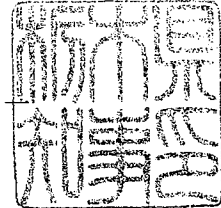
馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎



市町村第969号
平成17年2月21日

馬頭町・小川町合併協議会
会長 川崎和郎 様

栃木県知事 福田 富



那須郡馬頭町及び同郡小川町の合併に係る新町建設計画の協議について（回答）

那須郡馬頭町及び同郡小川町の合併に係る新町建設計画について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項の規定に基づき、平成17年2月18日付け馬小合併第50号で協議のありました件については、異議はありません。

協議第46号

合併協定書（案）について

合併協定書（案）について、次のとおり提案する。

合併協定書（案）は、別紙のとおりとするものとする。

平成17年3月3日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

(案)

馬頭町・小川町

合併協定書

平成 17 年 3 月 13 日

合併協定書 目次

1	合併の方式	1
2	合併の期日	1
3	新町の名称	1
4	新町の事務所の位置	1
5	財産及び債務の取扱い	1
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	1
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1
8	地方税の取扱い	1
9	一般職の職員の身分の取扱い	2
10	地域審議会等に関する事	2
11	特別職の身分の取扱い	2
12	条例、規則等の取扱い	3
13	事務組織及び機構の取扱い	3
14	一部事務組合等の取扱い	3
15	使用料、手数料等の取扱い	3
16	公共的団体等の取扱い	4
17	補助金、交付金等の取扱い	4
18	字名の取扱い	4
19	慣行の取扱い	4
20	国民健康保険事業の取扱い	4
21	介護保険事業の取扱い	5
22	消防団の取扱い	5
23	行政連絡組織の取扱い	5
24	電算システムの取扱い	5

25	各種事務事業の取扱い	5
25	1 地域間交流事業	5
25	2 広報広聴関係事業	5
25	3 ケーブルテレビ放送事業	6
25	4 消防防災関係事業	6
25	5 交通関係事業	6
25	6 保健予防事業	6
25	7 障害者福祉事業	7
25	8 高齢者福祉事業	7
25	9 児童福祉事業	8
25	10 保育事業	8
25	11 その他の福祉事業	8
25	12 環境対策事業	8
25	13 農林水産関係事業	9
25	14 商工観光関係事業	9
25	15 建設関係事業	9
25	16 上下水道事業	10
25	17 学校教育事業	11
25	18 社会教育事業	11
25	19 その他の事業	12
26	新町建設計画	12

1 合併の方式

那須郡馬頭町及び同郡小川町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月1日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、「^{なかがわまち}那珂川町」とする。

4 新町の事務所の位置

1. 新町の事務所の位置は、栃木県那須郡馬頭町大字馬頭409番地（現馬頭町役場）とする。
2. 現在の小川町役場は、当面、総合支所として位置付ける。

5 財産及び債務の取扱い

1. 2町の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
2. 財産区有財産は、財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

1. 2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項の規定を適用し、平成18年4月30日まで、引き続き新町の議会の議員として在任するものとする。
2. 合併特例法第7条第1項の規定適用後の議員の定数は、18人とするものとする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

1. 2町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成18年6月30日まで引き続き新町の選挙による委員として在任するものとする。
2. 合併特例法第8条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の定数は、20人とするものとする。
3. 合併特例法第8条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の選挙は、2つの選挙区を設けるものとする。

8 地方税の取扱い

1. 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、鉱産税及び特別土地保有税の税率及び納期については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2. 国民健康保険税の税率については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から医療費の動向を基に支出額を推計し、健全で円滑な運営を確保できる税率に統一するものとする。なお、急激な負担の増減が生じないように配慮するものとする。

3. 国民健康保険税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度からは8期とするものとする。
4. 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の減免については、合併時まで調整するものとする。
5. 個人町民税及び固定資産税の前納報奨金については、馬頭町の例によるものとする。
6. 国民健康保険税の賦課の方式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
7. 町税収納督促事務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
8. 口座振替については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、取扱金融機関については、現行の金融機関を基本とし、合併時まで調整するものとする。
9. 嘱託徴収員については、現行の制度を基本として設置するものとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

1. 2町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
2. 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
3. 職名等については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一するものとする。
4. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整するものとする。

10 地域審議会等に関すること

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する地域審議会等は、新町において設置しないものとする。ただし、合併後の新町の一体性の確立、各地域の均衡ある発展及び地域住民の連携の強化を住民と協働で推進するため、新町において地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する附属機関を設置するものとする。

11 特別職の身分の取扱い

1. 特別職の職員については、その設置、人数、任期及び報酬等の額について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整するものとする。
 - (1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。なお、給料の額については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - (2) 議会の議員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - (3) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。なお、報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - (4) 農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
2. 審議会等については、2町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合するものとする。

ただし、1町に設置されているものは、新町において速やかに調整するものとする。なお、人数、任期及び報酬等の額については、現行の制度を基に調整するものとする。

3. その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期及び報酬の額を基に調整し、設置するものとする。

12 条例、規則等の取扱い

新町の条例、規則等の制定については、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に即時制定し、施行するもの
- (2) 合併後、逐次制定し、施行するもの
- (3) 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの

13 事務組織及び機構の取扱い

新町の組織及び機構については、次の事項を基本とし、合併時までに調整するものとする。

- (1) 住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
- (2) 町民が利用しやすい組織・機構
- (3) 町民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (4) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (5) 簡素で効率的な組織・機構
- (6) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (7) 新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

14 一部事務組合等の取扱い

1. 南那須地区広域行政事務組合、栃木県市町村消防災害補償等組合、栃木県町村議会議員公務災害補償等組合、栃木県市町村職員退職手当組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するものとする。
2. 財団法人馬頭町奨学会については、合併時までに調整するものとする。
3. 株式会社馬頭むらおこしセンター及び株式会社まほろばおがわについては、現行のとおりとするものとする。

15 使用料、手数料等の取扱い

使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに負担の公平性の原則により、次のとおり調整する。

- (1) 使用料等については、現行を基本とし、合併時までに調整に努めるものとする。なお、類似する施設の使用料は、可能な限り均衡を図るものとする。
- (2) 手数料については、合併時に統一するものとする。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- (1) 2町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、実情により合併時に統合できない団体は、新町において、速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 2町それぞれ独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとするものとする。

17 補助金、交付金等の取扱い

1. 補助金、交付金等については、合併後、速やかに公共的必要性、有効性、公平性を考慮した基準を設け交付するものとする。
2. 同一又は同種の補助金、交付金等については、団体の統合を促し、団体の理解及び協力を得て、統一に努めるものとする。

18 字名の取扱い

2町の字の区域については、現行のとおりとし、名称については、現行の名称から「大字」を削除するものとする。

19 慣行の取扱い

1. 町章、町歌、町民憲章、町の花・木・鳥等については、新町において定めるものとする。
2. 表彰制度、各種宣言については、新町において調整し、定めるものとする。ただし、名誉町民については、新町に引継ぐものとする。

20 国民健康保険事業の取扱い

1. 人間ドック及び脳ドックについては、次のとおりとする。
 - (1) 助成の金額は費用の7割、上限は30,000円とし、助成金の交付は年1人1回とするものとする。
 - (2) 対象者は、国民健康保険税の滞納のない世帯の満35歳以上の被保険者とするものとする。
 - (3) 助成の対象は、人間ドック(単独)、脳ドック(単独)及び人間ドックと脳ドックを同時に受診した場合のいずれか1回とするものとする。
 - (4) 受診医療機関は、新町において指定するものとする。
2. 国民健康保険運営協議会の委員の定数については12人とし、新町において選任するものとする。
3. 国保高額療養費支給事務、療養費支給事務、国民健康保険被保険者健康指導事業及び出産、葬祭の給付に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
4. 高額療養費貸付事業については現行制度を基本とし、貸付限度額については、馬頭町の例によるものとする。

21 介護保険事業の取扱い

1. 介護保険事業計画については、合併時まで策定するものとする。
2. 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、新町において次期介護保険事業計画の策定の中で調整し、翌年度から統一するものとする。
3. 介護保険料の普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から国民健康保険税の例によるものとする。
4. 介護保険料の減免については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から現行制度を基本に統一するものとする。
5. 保険給付、社会福祉法人等による利用者負担の減額制度及び高額介護サービス事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

22 消防団の取扱い

消防団及び水防団の組織については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統合するものとする。

23 行政連絡組織の取扱い

行政連絡組織については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに行政区制制度に統一するものとする。

なお、行政区の区域及び名称については、地域住民の意向を尊重し、新町において調整するものとする。

24 電算システムの取扱い

住民サービスや学校教育、行政効率の低下を招かないように電算システムの統廃合を図るものとする。

25 各種事務事業の取扱い

25 1 地域間交流事業

1. 地域間交流事業（姉妹都市との交流事業を含む。）については、新町に引き継ぐものとする。
2. 国際交流事業及び海外派遣事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新町において速やかに調整するものとする。

25 2 広報広聴関係事業

1. 広報事業については、次のとおりとする。
 - (1) 広報は、毎月1回、10日に発行するものとする。
 - (2) 公式ホームページは、合併時に開設するものとする。
2. 広聴事業については、新町において調整するものとする。
3. 町勢要覧の作成については、新町において調整するものとする。

25 3 ケーブルテレビ放送事業

1. ケーブルテレビ放送事業については、新町に引き継ぐものとする。
2. ケーブルテレビ高度化事業については、新町に引き継ぐものとする。

なお、地域の一体性の確立を図るため、地域高度情報化計画を策定し、合併後3年程度を目途にケーブルテレビの新町全域化を推進するものとする。

25 4 消防防災関係事業

1. 防災会議については、新町において、合併時に設置するものとする。
2. 地域防災計画については、新町において策定するものとする。
3. 防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

25 5 交通関係事業

1. 町営バス、コミュニティバス及びスクールバスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2. 地方路線バスについては、現行の路線が維持されるよう努めるものとする。
3. 交通指導員制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

25 6 保健予防事業

1. 母子保健事業については、次のとおりとする。
 - (1) 母子保健計画については、合併後、速やかに策定するものとする。
 - (2) 乳幼児健康診査（相談）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、事業内容は合併時まで調整するものとする。
 - (3) 乳幼児健康診査精密検査、妊産婦医療費助成及び妊婦超音波検査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (4) 妊産婦健康診査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、妊婦一般健康診査受診票の交付回数は妊娠前期2回、妊娠後期2回とするものとする。
 - (5) 育児等健康支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。
2. 老人保健事業については、次のとおりとする。
 - (1) 健康教育及び健康相談については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。なお、定期健康相談については、小川町の例によるものとする。
 - (2) 健康診査（検診）事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
 - (3) 事業所検診については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、町の一部負担は合併時に廃止するものとする。
 - (4) 腹部超音波検査については、合併時に廃止するものとする。
 - (5) 機能訓練事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

3. 歯科保健事業については、次のとおりとする。
 - (1) 幼児フッ素塗布事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (2) 歯周疾患検診については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
4. 予防接種事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、自己負担は小川町の例によるものとする。なお、実施方法は合併時まで調整するものとする。
5. 結核予防事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
6. 健康福祉まつりについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
7. 在宅当番医制については、合併時まで調整するものとする。

25 7 障害者福祉事業

1. 障害者福祉計画については、合併後、速やかに策定するものとする。
2. 特定疾患福祉手当等については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
3. 国又は県が定める制度に基づき実施しているものについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
4. 障害者福祉作業所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

25 8 高齢者福祉事業

1. 高齢者保健福祉計画については、合併時まで策定するものとする。
2. 国又は県が定める制度に基づき実施しているものについては、次のとおりとする。
 - (1) 2町に差異のないものについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (2) 2町に差異のあるものについては、次のとおりとする。

生きがい活動通所支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業、家族介護用品支給事業及び生活支援ホームヘルプ事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。

軽度生活援助事業、老人日常生活用具給付等事業及び生活管理指導短期宿泊事業については、合併時に統一するものとする。
3. 在宅高齢者等介護手当給付事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。
4. 敬老会助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、実施主体等は合併後、速やかに調整するものとする。
5. 敬老祝金については、馬頭町の例によるものとする。
6. 100歳到達者祝詞事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例によるものとする。
7. 老人憩いの家については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

25 9 児童福祉事業

1. 市町村行動計画については、合併時までに新町行動計画を策定するものとする。
2. 児童手当、遺児手当及び乳幼児医療費助成については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3. ひとり親家庭医療費助成は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、所得制限は小川町の例によるものとする。
4. 児童館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
5. 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開設時間・利用料等は合併後、速やかに調整するものとする。

25 10 保育事業

1. 町立保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
2. 保育時間及び休日については、馬頭町の例によるものとし、時間外保育は地域の状況等を考慮し調整するものとする。
3. 保育料については、2町の平均的な保育料を基準とし、合併後4年間で段階的に統一するものとする。
4. 延長保育については、馬頭町の例を基本とし、地域の状況等を考慮し調整するものとする。
5. 乳児保育については、馬頭町の例によるものとする。
6. 一時保育については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、対象児童、保育時間及び保育料は馬頭町の例によるものとする。
7. 第三子以降保育料免除事業及び児童送迎用自動車については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

25 11 その他の福祉事業

1. 追悼式については、合併後、新町において調整するものとする。
2. 災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3. 災害見舞金については、馬頭町の例によるものとする。ただし、浸水は住家の床上浸水に限るものとする。

25 12 環境対策事業

1. 環境監視員制度については、合併時に統一するものとする。
2. 生活用水確保対策事業補助制度については、馬頭町の例によるものとする。
3. 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
4. 畜犬の登録及び狂犬病予防、墓地・納骨堂及び火葬場、大気汚染、水質汚濁、環境消毒事業及び公営墓地に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
5. ごみ処理事業については、次のとおりとする。
 - (1) ごみの排出方法、ごみの分別種類、ごみの収集回数及びごみ処理手数料等については、合併時までに調整し、統一するものとする。

- (2) ごみの収集方法については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 6. ごみの資源化対策の補助については、馬頭町の例によるものとする。
- 7. ポイ捨て等防止については、小川町の例によるものとする。
- 8. 一般廃棄物処理業の許可については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

25 13 農林水産関係事業

- 1. 農業関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 農業振興地域整備計画については、現行を基本とし、新町において速やかに計画を策定するものとする。
 - (2) 数量調整円滑化推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (3) 町単独生産調整推進対策事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに統一するものとする。
 - (4) 土地改良事業については、馬頭町の例を基本とし、合併時に統一するものとする。
 - (5) 中山間地域総合整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (6) 災害復旧事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2. 林業関係事業については、次のとおりとする。
 - (1) 森林整備計画については、合併後、既存の計画を尊重し速やかに策定するものとする。
 - (2) 県単独経営作業道整備事業については、馬頭町の例によるものとする。
 - (3) 町単独作業道整備事業については、小川町の例によるものとする。ただし、補助限度額については200,000円とするものとする。
 - (4) 森林整備地域活動支援交付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (5) 木材需要拡大事業については、馬頭町の例によるものとする。

25 14 商工観光関係事業

- 1. 企業誘致については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2. 中小企業融資制度については、現行の制度を基本とし、合併時まで調整するものとする。
- 3. 生活安定資金については、合併時に廃止するものとする。
- 4. 人にやさしいまちづくり支援モデル事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 5. 観光イベントについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町において速やかに調整するものとする。
- 6. 観光客誘致対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7. 消費者行政については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、消費生活モニターについては、合併時に廃止するものとする。

25 15 建設関係事業

- 1. 建設関係事業
 - (1) 道路整備事業については、新町建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業は、新町において引き続き実施するものとする。

(2) 町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、町道認定基準は馬頭町の例によるものとする。

(3) 道路占用料については、小川町の例によるものとする。

(4) 法定外公共物使用料については、栃木県の条例に準じて合併時に統一するものとする。

(5) 地籍調査事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

2．住宅関係事業

(1) 町営住宅及び町有住宅管理事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 住宅入居者選考委員会については、合併時に廃止するものとする。

3．都市計画関係事業

(1) 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 都市計画マスタープランについては、新町において策定するものとする。

25 16 上下水道事業

1．水道事業については、次のとおりとする。

(1) 水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、簡易水道事業会計については、合併時に統合するものとする。

(2) 水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するものとする。

(3) 加入金及び手数料については、馬頭町の例によるものとする。

(4) 料金の算定（検針）及び徴収については、現行のとおりとするものとする。

2．下水道事業については、次のとおりとする。

(1) 下水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

(2) 下水道使用料、汚水量の認定、使用料の徴収については、現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。

(3) 受益者分担金については、現行のとおりとするものとする。

(4) 手数料、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとし、馬頭処理区の供用開始後に速やかに統一するものとする。

3．農業集落排水事業については、次のとおりとする。

(1) 農業集落排水事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、事業会計については、合併時に統合するものとする。

(2) 処理施設使用料及び汚水量の認定については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するものとする。

(3) 使用料の徴収については、水道料金の徴収の例によるものとする。

(4) 受益者分担金については、現行のとおりとするものとする。

(5) 手数料、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給については、合併時は現行のとおりとし、合併後、下水道事業に合わせ統一するものとする。

4．排水設備指定工事店指定手数料については、小川町の例によるものとする。

5．合併処理浄化槽設置整備事業費補助については、現行のとおりとするものとする。ただし、補助金の交付については小川町の例によるものとする。

25 17 学校教育事業

1. 幼稚園については、次のとおりとする。

- (1) 町立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 休業日及び保育時間等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、年度末及び年度始休業日は3月25日から4月7日までとし、保育時間は午前9時から午後2時30分までとするものとする。
- (3) 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額8,000円とするものとする。
- (4) 幼稚園就園奨励費補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものとする。
- (5) 幼稚園第二子等保育料減免事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から小川町の例によるものとする。

2. 学校教育等については、次のとおりとする。

- (1) 町立小・中学校及び通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (2) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、支給時期は、翌年度から小川町の例を基本とし、調整するものとする。
- (3) 特殊教育就学奨励費については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、支給時期は、翌年度から小川町の例によるものとする。
- (4) 奨学資金の貸与については、合併時まで調整し、統一するものとする。
- (5) 児童生徒健康診断業務については、馬頭町の例を基本とし、合併時まで調整するものとする。
- (6) 通学費補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。
- (7) 外国語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- (8) 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、統合等を視野に入れ、合併後、速やかに調整するものとする。

25 18 社会教育事業

1. 生涯学習事業については、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画については、合併後、速やかに策定するものとする。
- (2) 生涯学習事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

2. 家庭教育学級等については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から馬頭町の例を基本とし、調整するものとする。

3. 男女共同参画推進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、男女共同参画計画を策定し、事業推進に努めるものとする。

4. 成人式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。

5. 社会体育事業については、次のとおりとする。

- (1) 社会体育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、類似する施設の開館時間等は、合併時まで調整するものとする。
- (2) 町民体育祭等及び各種スポーツ大会等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
6. 文化振興事業については、次のとおりとする。
 - (1) 国、県及び町の指定文化財、美術館、郷土資料館等及びなす風土記の丘資料館の管理受託については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
 - (2) 文化祭については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
7. 公民館の設置運営及び事業については、次のとおりとする。
 - (1) 公民館については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時まで調整するものとする。
 - (2) 公民館事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
8. 図書館等の設置運営及び事業については、次のとおりとする。
 - (1) 図書館等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、開館時間等は、合併時まで調整するものとする。
 - (2) 図書館事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに調整するものとする。
9. コミュニティ施策については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から補助制度を統一するものとする。

25 19 その他の事業

1. 情報公開制度については、小川町の例を基本とし、合併時に条例を制定し、実施するものとする。
2. 投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
3. 新町の振興計画については、新町建設計画に基づき、合併後1年を目標に策定するものとする。
4. 過疎地域自立促進計画については、新町に引き継ぐものとし、合併後1年を目標に新たに策定するものとする。
5. 土地利用計画については、合併後1年を目標に国土利用計画及び土地利用調整基本計画を策定するものとする。
6. 指定金融機関等については、原則として現行の金融機関を基本とし、合併時まで調整するものとする。
7. 斎場及び霊柩車使用に関する助成金交付制度については、小川町の例によるものとする。

26 新町建設計画

新町建設計画は、別添「新町建設計画」のとおりとするものとする。

調 印 書

馬頭町と小川町は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく馬頭町・小川町合併協議会において、合併に関する協議が調ったのでここに調印する。

平成 17 年 3 月 13 日

馬頭町長

.....

小川町長

.....

立 会 人

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

立 会 人

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

立 会 人

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員
